

天津市政府と進出日系企業との意見交換会 議事録

1. 日時：2023年12月15日（金）14:00～17:00
2. 会場：天津市商務局 4階報告庁
3. 主催：天津市商務局、日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所、天津日本人会
4. 言語：逐次通訳
5. 次第：
 - ・挨拶
 - ・日系企業が直面する問題についての意見交換（日系企業、天津市各政府部門）
 - ・総括
6. 議事録

（天津市商務局 何副局長）

皆様、時間になりましたので、在天津日系企業と天津市政府各当局との意見交流会を始めさせていただきます。大雪の不便な中、政府当局の皆様、JETROの小野寺所長および在天津日本人会の金城会長をはじめとする、日本企業の皆様に来ていただきまして、歓迎を申し上げます。本日の交流会について、事前の準備を終え、企業からの意見や建議について、回答についてもすでにまとめております。まず政府側の出席者代表を紹介させていただきます。皆様に配布したリストをご参照ください。熱い拍手をもって皆様のご来場を歓迎申し上げます。

2016年からJETROおよび天津日本人会と、在天津日系企業と天津政府各関係当局との交流会が行われてきました。私自身についてはこれで3回目の参加と、進行を務めることになっております。改めてこの場をお借りいたしまして、天津市商務局を代表して、JETRO、天津日本人会、および在天津の日系企業の皆様に感謝申し上げます。特に日系企業の皆様におかれましては、天津市の経済発展と社会サービスレベルの向上のためにご尽力とご支援をしていただいたことに御礼申し上げます。

ここ最近特に、JETROの皆さんとの交流が密なものでありまして、山本副所長はじめ、何回もさまざまな場でコミュニケーションしたことがございます。また、本日の会場でなつかしい友人とも再会できました。本当にうれしいです。それでは、続きまして小野寺所長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

（JETRO 小野寺所長）

天津市商務局何智能副局長、さきほどご紹介ございました天津市の皆様、本日の会議にご出席の皆様、大家下午好（こんにちは）JETRO北京事務所の小野寺です。

まず年末のお忙しい時に、天津市商務局のご協力により、多くの天津市政府の各部門の皆様、そして天津に進出した日系企業の皆様にお越しいただき、本日の意見交換会が開催でき

ることに感謝申し上げます。

私自身、天津市商務局を訪問するのは北京に着任した直後の7月に何副局長に白書を手交して以来でございますけれども、再び何副局長にお会いできてたいへんうれしく存じます。

中国に進出した日系企業の投資環境につきましては、本年8月に国務院により「外資投資環境のさらなる最適化と外商投資誘致の強化に関する意見」という文書が発表され、こちらの24項目の措置の内容において、白書において建議の柱である1. 公平な競争、2. 対外開放、3. 行政規制運用手続きの適正化、その3つをカバーするものになっており、たいへん歓迎しております。

政府調達や標準作成などにおける外資系企業向けの統括事項になっていると考えておりまして、これらが着実に実施されると期待しております。

日本企業と天津市政府との意見交換会は2016年以降、毎年開催されてきました。とりわけ昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大の中、はじめてのオンラインでの実施となりましたが、意見交換会の場で日本人学校への保護者の入校問題が解決し、その後天津―日本間の直行便の再開など、新型コロナウイルスに関する規定も解除されるなど、多くの課題が解決されました。改めまして感謝申し上げます。

また、白書において重点分野である、個人所得税に関する外籍人員に適用される免税措置に関して、2027年末まで延長が決定しました。中国におけるビジネス環境が着実に改善されていることに感謝しております。

本年は日中平和友好条約45周年という節目でもあり、また先般のAPEC首脳会合において習近平主席と岸田総理も会談をし、戦略的互惠関係、建設的かつ発展的な関係を目指していくということになっており、両国関係は今後さらに良くなっていくと期待しております。本日は天津で企業活動を行っている日系企業の皆様から、行政管理手続き、環境、インフラ等、幅広い分野での多くの意見をいただいております、多くの企業の皆様に集まっております。

本日は建設的な意見交換が行われ、課題解決に向けて前進があり、本日参加している、また天津の日系企業がさらに貢献できていくということを期待しております。

(天津市商務局 何副局長)

それでは本日の意見交換会につきまして冒頭申し上げましたように、事前の根回しに基づき本日出席されている政府当局の皆様はすでに入念な準備をしております。企業からいただいた問題提起について、この場で回答するものと、追って書面ベースにて回答するものになっております。事前にいただいた問題は合計29件あり、この場で15件回答いたします。回答者はなるべく簡潔明瞭そして単刀直入に問題について回答していただき、政策説明の長々とした説明につきましては省いていただきたいと思います。よろしく申し上げます。それではまず市発展改革委員会と市工信局の代表から、水素エネルギー関連の2つの問題

について回答していただきます。水素産業のインフラ整備および水素産業経済協力の可能性についてです。まずは天津市発展改革委員会より、水素産業関連の質問について、回答します。どうぞ。

(天津市発展改革委員会)

発展改革委員会を代表いたしまして、水素産業推進政策等について回答いたします。

新エネルギー産業は天津にとって重点産業の一つでありまして、とりわけ2020年に入ってから、水素産業は新エネ産業のなかでも重点とされております。

天津市においても、濱海新区が水素産業を発展させる重点エリアとしておりまして、その中で保税区をはじめとするモデル産業パークをつくりました。その中で優秀企業のクラスターをつくりたいと考えております。

また天津には港、空港、陸上運輸、海上運輸など、水素エネルギーが活用できる場面が多くありますので、いずれも水素産業に従事する企業が注目する産業です。

天津における水素産業をさらに押し上げていくために、天津での工業副産水素資源を活用して、水素ステーションおよび関連の施設の建設を進めております。

まずは水素ステーションにつきまして、設備投資の総額の30%に対して補助金をつけ、上限額500万元という政策を打ち出しております。すでに2カ所のマザーステーション、8カ所の家用ステーション、2カ所の商用ステーションを建設いたしました。

そして、FCVなど燃料電池車の推進におきましては、北京天津河北燃料電池車モデル地域という政策のもとで、推奨の台数枠である900台を超えない範囲で、国家のFCV車補助金に対して1対1のかたちで地方レベルの補助金をつけております。

すでに日系企業の新エネ部門と水素エネルギーの利活用について意見交換をしております。

その意見交換の中で、日系企業におかれましては、これから天津において水素関連産業の利活用や建設などの計画を今、立てているところだと聞き及んでおります。今後、日系企業の天津における水素関連産業の推進に関しまして、産業チェーン全体における統合などにおいても、政府としてバックアップしていきたいです。

それから建議の中で言及されましたグリーン水素につきまして、これはもちろん国際的に注目し、外資系企業も好んで利用したいエネルギー源でございます。天津市においても今後、風力、ソーラーなどのクリーンエネルギーを使って、大規模な電解水による水素の整備に力を入れて、今後のグリーン水素の供給の基盤を確保していきたいです。

上海輸入博において我々の代表団がトヨタのブースを見学、学習しました。トヨタは今、燃料電池車におきまして、その研究分野では世界のトップランナーとも言えます。今後、天津市としても一汽トヨタと共に、この燃料電池車の技術のさらなる連携、協力を進め、今後、水素産業の推進のためにさらに皆様と密な連携を持っていきたいです。ありがとうございます。

(天津市工信局)

市工信局から補足回答いたします。

水素産業推進において、市工信局では、保税区内における水素産業モデルパークの建設を後押ししております。いまや、このモデルパークにはすでに、広州フォークリフトグループ、新氢動力などの企業が入居しております。

そしてモデルパーク内で使われる実証施設もすでに建設完了しております。事業の初期クラスターが形成しておりますので、これからも日系企業の産業チェーンにおける優秀な企業に来ていただきまして、トータル産業チェーンの建設に貢献していただきたいです。それから、FCV 燃料電池車の導入・購入に関する補助金制度につきましては、さきほど発展改革委員会の方も言及されましたように、発展改革委員会と市財政局と合同して、燃料電池車モデル都市地方財政支援指導政策意見を発表しております。

これは北京・天津・河北燃料電池車モデル地域政策の一つとして掲げられております。天津市では財政局が保証し、濱海新区が実施しております。

この政策の指導のもと、すでに5つの燃料電池車が活用できる場面を想定しております。既に榮程集団運営プラットフォーム、天津港、新天鋼などの企業はあわせて200台の燃料電池トラックと300台の燃料電池フォークリフトを導入しました。

これから日系企業の皆様におかれましては、一緒にこの天津市水素産業の構築に加わり、これを推進していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(天津市商務局 何副局長)

発展改革委員会と工信局の皆様より天津市の水素産業の政策や取り組みにつきまして説明してくださいました。とりまとめますと、天津市において水素産業の発展のためにまずはモデルパークを創設し、関連の政策なども相次いで打ち出しております。例えば、水素ステーションの建設に関しまして、30%相当、最高500万元の補助金をつける。またFCV車の購入・導入について、国同様の地方レベルの補助金もつけています。またステーションの建設については、マザーステーションのみならず、自家用、商用も相次いでつくられております。すなわち、政策、モデルパーク、指導意見などさまざまなかたちで政府としては全力を入れております。

もしも日系企業の皆様におかれまして、さらに水素産業関連の政策を知りたいのであれば、天津市発展改革委員会と工信局にお問い合わせもできますし、JETROを通して意見交換もできるかと思っております。

それでは、市生態環境局の代表から、課題の3番目、AQI（空気質量指数）警報発令について回答させていただきます。

(天津市生態環境局)

皆様こんにちは。私もこの7年間ずっと日系企業の皆様との交流会に参加しておりまして、特に企業の皆様は天津市の環境保護に注目し、貢献していただいていることにも感謝しております。

とりわけこの問題提起で言及されました重度の汚染対策につきまして、これまで政策のバックグラウンド、取り組みの実施、および手続きの最善化などについて、さまざまな意見・建議を提供していただきまして、我々の制度整備にたいへん貢献しています。

言及されました内容については、すでに今年度の重度汚染対策応急計画の見直しにおいて、政府としても考慮に入れておりますので、以下二点説明いたします。

まず一点目ですが、この応急対策警報の発令のタイミングについてです。事前に重度の汚染が予測できる場合につきましては、以前は24時間前となっていましたが、今回は48時間前に改正いたしました。なるべく企業が余裕をもって生産調整できるようにするためです。

二点目は、情報発信のチャンネルです。これまではガバメントメール、WeChat、ショートメッセージ等のかたちで、区、関連の政府当局、および関係の担当者向けに情報発信してきましたが、今後、津雲、天津発布といったオフィシャルサイトやアカウントを駆使して、市民に向けても情報発信していきます。

以上紹介しました2つの取り組みは、すでに天津市重度汚染天気応急予備対策計画に組み入れてられております。11月18日に正式に発表され、施行が始まっております。ウェブサイトを開覧すれば出てくると思います。

これから我々といたしましては、より科学的、正確に天気の前測をしながら、それを踏まえましてなるべく早く発令して、天気の対策をすると同時に、企業の生産調整を確保できるよう努力していきたいです。

(天津市商務局 何副局長)

生態環境局については、これまで日系企業の問題回答に積極的に対応していただきました。私の記憶しているところ、たしか一昨年ですが、生態環境局の関係者と一緒にデンソー社を訪れまして、当時デンソーの関係者は冬季五輪の環境汚染対策について不明な点がありまして、その場で説明し回答させていただきました。その後いくつかの日系企業については、保証対策のホワイトリストにアップさせていただきました。

ここで一つ確認したいのですが、政策面の課題になりますが、天津における工業企業はやはりレベル分けの管理ということになるのですか。

(天津市生態環境局)

何副局長がおっしゃるとおりです。今、製造企業に対してはやはり分級管理、すなわちレベル分け管理を実施しております。また、デンソー社など日系企業のみなさんと密な連携を

保っております。例えばトヨタ社の新エネルギー工場につきましては、工場竣工後ではなく、設計、建設当初の段階から、そのレベル分けに協力し、A級レベルの資格で設計をしていただきました結果、稼働開始の初日からA級に認定されました。

(天津市商務局 何副局長)

ありがとうございます。特に生態環境局においては、日系企業をはじめとする外国企業に対しまして、分級、分類管理という制度の面において、政策が許容できる範囲内となるべくできるよう配慮していることも存じ上げております。ありがとうございます。

(JETRO 小野寺所長)

たいへん詳細な説明をありがとうございます。ひとつ質問させてください。

さきほど応急対策警報のタイミングとして24時間前から48時間前に、さらに長くなるようにしたというご説明がありました。他方、即時開始の連絡を受け取ったとのケースがあったということなのですけれども、この48時間というのは、それ以上必ず取るというようなものでしょうか。それとも、一種の目標なのでしょうか。そこだけ確認させてください。

(天津市生態環境局)

説明いたします。この改正の応急対策計画ですが、11月28日をもってすでに公式に施行されております。ただし、この48時間前といいますのは、あくまでもマスメディアを通じたオフィシャルの情報発信であります。ご存じのように天津市には1万4000社の製造企業がございますので、すべて書面ベースにて通知をするのは難しいですし、今は電子化時代ですので、なるべくマスメディアを使つての情報発信を活用しております。実際には情報発信から企業が通知を受け取るまで、少しタイムラグあるいは時間のズレが出てくるのも承知しておりますので、企業が入居している産業パークやモデルパーク、あるいは地域と連携しながら、なるべく早く企業に通知が届くよう努力いたします。

(天津市商務局 何副局長)

私からも補足をいたします。小野寺所長の質問に対する回答になりますけれども、どうしても政策の実施と制度利用者の実感の間にはズレがあるというのが事実でございます。こういったズレ、あるいは違和感を解消するために、私の提案としては以下3つの方法でもって努力するべきだと思います。

まず一点目、本日会議に参加されましたJETRO、日本人会の皆様には、先ほど生態環境局から説明されました、発令のタイミングなどの情報について、他の日系企業の皆様にも伝えていただきたいです。

特に、本日触れられました重度汚染応急対策計画は、主に工業製造企業を対象にしておりますので、商社等は対象ではありません。よって皆様の企業がもしも工業製造企業に該当す

れば、必ず専門の担当者を設置して、天津発布、津雲、及び生態環境局のオフィシャルサイトに毎日のように確認していただきたいです。

それから2点目、政府側の方ですが、オフィシャルの情報発信のみならず、やはり既存の情報伝達のチャンネルも十分に活用していただきたいと思います。生態環境局のみならず、我々商務局といたしましても、こういった情報に関しましては重点外資企業が入居している地域に対して、通知が届くよう促さなければいけません。すなわち、情報の重複があっても、情報の漏れがあってははいけません。よって生態環境局は、いち早く情報を入手できますので、そういった情報が入り次第すぐに我々商務局に伝えてもらいまして、我々商務局で自らのチャンネルなどをつかって情報伝達いたします。JETRO、日本人会に通知いたします。そして、外資企業の皆様におかれましては、企業が入居している区や地域には、私の知っているところ、全員担当者が、外資企業を相手にする専任担当者がございますので、こういった情報については常に専任担当者と情報交換できると思います。

先ほど生態環境局の担当者から、重度汚染天気応急対策計画の見直しについて回答してくださいました。その生態環境関係の罰金などについての書面回答もごございます。ここでは逐一読み上げませんが、取りまとめますと、回答の最後で、生態環境局としての立場も表明されております。すなわち今後、商務局と共に日系企業に対する指導を強化し、長期的なコミュニケーションを保ち、また研修教育などを通じて、日系企業の環境リスクをなるべく減らし、また自己検査、是正などができるように努力するとの態度です。

最後に3点目の提案ですが、すでに商務局と生態環境局の間では、意見交換の定期的なメカニズムがありますので、今後JETROや日本人会も加わりまして、24時間シームレスに情報伝達、コミュニケーション、研修教育などに関しての交流ができることを願っています。すなわちJETROは直接生態環境局の担当者と意見交換できると思います。

このAQI発令は各企業に直接影響を及ぼすため、少し長めにさせていただきました。続きましては、交通運輸委員会より、空港の専用乗り場、空港のインフラ整備、および道路貨物運輸資格の質問に対して回答させていただきます。

(天津市交通運輸委員会)

まずは、天津市の交通について、注目していただいていることに感謝申し上げます。皆様の質問で言及された、いくつかの問題点は実は我々もかねてから非常に注視しているポイントばかりです。

まずは近距離タクシーの制度について、すでに近距離タクシー、再乗客できるという制度を実施しました。

2023年11月3日から、空港地域の近距離タクシーにおいては再乗客という制度を実施し始めました。乗客の走行距離が11キロ以下の場合、現場管理者に対して近距離証明書の発行を求めることが可能です。

すなわち乗客が目的地に到達し、かつタクシー運転手に何ら不正がない場合、乗客が近距

離走行証明書を運転手に手渡すことで、運転手がこの証明書をを用いて列を並ぶ時間を短縮できるようになります。

この近距離走行証明書を設けた理由は、天津の空港には地理的に皆様より提案された専用エリアの設置の可能性があります。

この制度はすでに1か月ほど前から実施されました。今の状況を見ますと、まずは運転手の収入がアップし、それから乗客からも運転手さんの態度がだいぶ良くなったとの反応です。

それから2つ目のターミナル1改修の問題です。すでに、改修工事は完了いたしました。今は消防による検収と業界による検収を待っている段階です。

タイミング的には来年の上期ぐらいには開放見込みです、明るいスペースを皆様に提供できます。

それから皆様より質問のありましたセルフチェックインカウンターに関してですが、天津空港の担当者に確認しましたところ、以前天津空港でもセルフチェックインを実施した時期がございました。ただし、情報収集およびチェック対象となる情報の内容があまりにも複雑であり、むしろ人手の方が早いという回答でした。

そういった良くない経験もあったため、今回のターミナル1改修では、自動チェックインカウンターや自動のスーツケースのドロップの施設などを導入しませんでした。

3つ目の道路運輸資格認定についてです。

この道路運輸の資格につきましては、中国の道路運輸条例および道路運輸活動規範といった公文書に従いますと、道路貨物運輸支社、分公司ですね、その設立は届け出制になります。すなわち、本社から道路運輸許可証の標本を提出することが求められています。本社が相応の資格を具備すれば、支社はこの経営範囲内で経営でき、再度認定が必要ありません。皆様の質問に対する回答になりますけれども、アドバイスとしては、むしろ独立した支社を設立すると、本社になんら支障をきたしません。

また、これらはやはり法律条文解釈の細かい部分にもかかわってきますので、今の回答でどうしても不明なところがありましたら、ぜひとも会議の後、我々の道路運輸局に来ていただきまして、皆様の実際の状況をふまえて議論したうえ、より適切な提案をさせていただきたいと思います。それから質問の中で言及されましたハイリスク企業の規定に関しては、公安当局の所轄になります。この点で不明があれば公安の運輸管理部門に確認してください。

これから他に何か不明や疑問がございましたら、我々是一对一、ケースバイケースの相談と提案ができます。よろしく申し上げます。

(天津市商務局 何副局長)

市交通運輸委員会は何度もこの交流会に出席いただいております。改めて御礼申し上げます。それでは、次の質問にうつります。市応急局と市政府服務弁公室の担当者から、法執

行検査の質問について回答させていただきます。

(天津市応急局)

皆さんの質問について真摯に検討をし、回答を準備いたしました。

まずは、安全生産に対する全国的状況について申し上げます。今は国として特に安全生産の管理を厳しくしている傾向にあります。2021年安全生産法第3次改正を受けまして、これまでの処罰可能な対象がすべて処罰必須の対象に変わりました。また、処罰の程度もだいぶ厳しくなっていますし、その金額も倍に引き上げられています。

今のような厳しい安全生産の状況に対しまして、党・国民は非常に重要視しております。きわめて厳しく法執行するよう指示しています。不正、不法の生産行為に対して、必ず厳格対処するよう指示しています。国民からは安全こそビジネス環境の整備になると提唱しています。

我々の局も工業、消防の安全を所轄する部局といたしまして、法律や法令に従いまして厳しく安全生産を管理すると同時に、企業の適切なニーズに満たすべく努力しております。まず一点目、軽微な安全生産性事故につきまして、処罰免除というリストを作成いたしました。初回、軽微、ただちに是正できる、そして危害を加える効果がないという状況につきましては、ただちに是正を求め処罰をしないようにしております。

二点目に、安全生産法執行分級分類管理を作成、配布いたしました。すなわち分級分類の管理化を実施したわけであります。また、一企業に対して一法執行主体という原則のもと、区や市が重複処罰することをなるべく避けます。

三点目、厳格に法執行すると同時に、指導と教育を両立させるということであります。すなわち企業に対して検査・監督すると同時に、適切かつ正しく法律の普及と教育を図っていきます。それをもって企業が正しく適切に法律を理解し、安全意識の向上を図ることが可能になり、また安全生産に関する企業からの相談に随時対応し、是正になるべく協力できるようにしております。

以上一連の措置の実施により、市応急局が安全生産に対しての監督・検査の対象企業が11,388社でありまして、今年1月から11月までの期間に下された行政処罰が1,253件で、処罰率11.05%であります。これは全国平均の22%より大幅に下回っております。

数字から申し上げますと、10社に対して1社処罰を下し、その残りの9社に対しては、安全リスクがそれほど高くないものであれば是正措置を求めています。

当応急局といたしましても、企業の発展をサポートするために、在天津の日系企業とよい連携を保ってまいります。

(天津市商務局 何副局長)

応急局の専門家から安全生産の行政法執行に関してプロフェッショナルな回答をいただきました。ありがとうございます。とりわけ軽微な安全事故に関しての処罰免除リスト、お

よび分級分類管理指導意見、この2つは公文書というかたちで制度化できており、非常に素晴らしいです。

この公文書をつくることにより、天津市の応急当局が国の党中央役、国務院の指示に従い、ハイクオリティな発展と安全生産を両立させるかたちで高水準の政務サービスを提供している証です。

先般、開催されました中国中央経済活動会議におきまして、習主席は新時代の経済発展の規律についていくつか言及されました。まさに1つは、ハイクオリティな発展と高水準の安全生産の両立ということでもあります。

続きまして、市政務服弁公室から回答いたします。

(天津市市政府服務弁公室)

天津市当委員会と天津市政府はこのビジネス環境の最適化をたいへん重要視しておりまして、相次いでビジネス環境最適化の条例、および天津市ビジネス環境最適化3か年合同計画を打ち出しております。これはいずれも地方レベルの法令とガイドラインに該当します。特に2021年から2023年のこの3年間、我々は天津市ビジネス環境最適化責任リストを相次いで打ち出しました。それをもって3か年行動計画を実行に移し、天津のよりよいビジネス環境を整備するよう努力してまいりました。

そして今年に入ってから、我々は市发展改革委員会と市監督管理委員会と合同で市の他の管轄当局や部門と一緒に、企業に対しての調査研究をまんべんなく実施いたしました。それと同時に先進地域のベストプラクティスをベンチマーキングして、新しいビジネス環境最善化を作成し、打ち出しております。

この新しいビジネス環境最善化の措置において、我々は主にガバメント、マーケット、法律、人的文化という4つの視点に立脚して、20項目の重要任務を明確にし、278項目の具体的な措置を明確にしております。

各部門をまたいだ総合管理監督制度を実施し、行政管理のルール化を図っていきます。特に、市場監督、文化、応急、水務などの各行政当局に対しまして、初回処罰免除や軽微な事故に対する免除などを実施するように求めており、その処罰免除のリストをより多くの行政当局に及ぼすよう努力しております。

これからも私たちは、日系企業をはじめとする各企業に対しまして、新しいビジネス環境最善化の各種制度の貫徹・実施を促し、それをもってより市場化、法律化、国際化した天津市をつくっていきたいです。

(天津市商務局 何副局長)

先ほど市政務服弁公室から、この天津市において新しいビジネス環境最善化の措置を打ち出し、実施していることについて紹介してくださいました。一つ重要なポイントについて振り返りますと、関連の管轄当局、応急、文化、市場監督などの管轄当局に対しまして、軽

微事件に対して処罰を免除するよう、リストアップする制度をつくっているのが非常にすばらしい措置だと思います。

(天津市医療保障局)

私の方からはこの、外資系企業の駐在員が、外国や外資病院で治療を受けるとき、社会保障料を利用できるかどうかという質問について回答いたします。

まずは外国や外資系医院での、病院での治療費について、中国の社会保障料で決済できるかどうかという質問についてですが、社会保険法 30 条によりますと、外国での治療費につきまして、中国の基礎医療保険の対象外になりますので、基礎医療保険での決済はできません。

それから2つ目に、中国の外資系病院での治療費について、中国の社会保障料で決済できるかという質問ですが、中国の関連制度によりますと、外国籍の駐在員であっても、医療保険で指定される医療施設で治療を受けた場合、薬局に収載される薬、診療処方、治療設備、および救急医療などが対象であれば一定の割合で決済できるとなっています。

外国、外資系の病院につきましては、国や天津市の医療保険管理制度に従いまして、天津市医療保険管理局と指定契約を結ぶことが可能になります。

(天津市商務局 何副局長)

人力社保局からの回答もございます。他の質問に対しての回答もありますが、まずこの質問について、人力社保局の関係者から回答させていただきます。

(天津市人力資源・社会保障局)

この保険決済につきまして、私の方から労災保険について一点だけ補足いたします。労災執行に遭遇した日系企業の外国籍駐在員は、天津市のいずれかの契約された保険機関に対して保険の請求ができます。

そして今、天津市においてこの労災保険を結んでいる日本人籍の駐在員は 1077 人でありまして、年金相互免除協議を結んでいる対象者は 923 人です。

この保険加入者は本日出席されている企業も多く、かねてから天津市の社会保障制度に注目し支持いただいたことに感謝申し上げます。これから、市、人力社保局といたしましては、保険登録、保険加入のほうでよりよいサービスを提供できるよう努力していきます。

(天津市商務局 何副局長)

外国や外資系病院での診療費の保険決済について、関係当局から回答してくださいました。ありがとうございます。

すでに 8 番目まで回答が終わりました。ちょうど人力社保局の番になっていますので、そのまま 14 番目の残業代の基準値について、先に回答させていただきます。

(天津市人力資源・社会保障局)

企業の経営にとりまして残業代の計算は共通の課題だといえます。なので、天津市もたいへん重要視しておりますので、関連の制度を整備しております。残業代の計算基数につきまして、ここ数年大きな変化はないといえます。2004年からいち早く天津市は賃金支払い規定を作成しておりますので、その中で基数について明確に規定されております。

その後何回かの条例や制度の見直しによって、微調整は加えたものの、あくまでも制度の基盤を変えずに、そのディテールについて表現のみの調整になっています。

質問を拝見させていただきますと、主に2018年の通知と、今年2023年の条例についてご関心があるようですけれども、特に2018年の通知の内容を見ますと、2004年の当初のものとは大きく変わっていないと思います。すなわち2004年の時に、雇用者が従業員に対しての残業代の計算の基本的な原則を定めているからです。

先ほど来申し上げましたように、2004年以降何回かの条例の改正をしましたが、あくまでも制度をより実効可能なものにするためのものであります。例えば、2018年の通知が5年間実施されました。ようやく2023年になって、我々が現状を調べたところ、より実効可能なものにするべく改正をいたしました。例えば毎月支給する賃金でない場合、あるいは不定期的に支給する賃金の場合、これは残業計算の基準から除くという制度になっています。一時金とか、ダブル賃金の場合、これは計算対象ではないといったような、より実効可能性の高い制度設計になっています。

今年新たに発行したこの文章は、期限が5年間になりますので、この間もしも問題点、不明な点がございましたら是非遠慮なく意見提供をお願いします。

(天津市商務局 何副局長)

人社局の方から2点回答してくださいました。特に残業代基数の問題は非常に専門的なテクニカルな課題です。ありがとうございます。ここで1つお詫び申し上げますけれども、私は後ほど市委委員会の会議をひかえており、先に離席させていただきます。代わりに外管局の陳処長が務めさせていただきます。陳所長は重点企業専門チームのメンバーでありますので、普段から日系企業はじめとする外国系企業の状況を熟知しており、詳しい方です。

退席の前に、何点か断っておきます。まず一点目、本日皆様政府関係者から提供した書面資料を見ますと、現場で回答するものもあれば書面ベースにて回答するものもあります。その中でどれも政策にかかわることに言及されております。これら政策文書につきましては、ぜひとも外事弁公室や外事管理処の皆様がこれを今いちど整理し、JETROおよび日本人会に提供するようお願いいたします。

2つ目に申し上げたいのは、本日はあくまでも集中回答の場でありまして、皆様の回答によると、やはりルーティーンのコミュニケーションの機会も必要だという言及もありました。実はこういう定期的なコミュニケーションのチャンネルはずっと存在してしまっていて、先ほど

申しあげました外資重点企業専門チーム、あるいは天津市には外事弁公室という特殊な組織がございますので、今後 JETRO、日本人会、およびご在籍の日系企業の皆様におかれましては、何か不明な点がございましたらぜひともこういったルートを通じまして、関連の当局と意見交換ができればと願っております。

我々一同、いつでもどこでもすぐに対応できるよう努力いたします。

本日、大雪の不便にもかかわらずこのように政府関係者に多数お集まりいただき、企業に対して回答していただきまして、改めて御礼申し上げます。皆様が専門的で、そして実務的な態度でもって回答してくださいました。日系企業の皆様もさぞ、温もりを感じたでしょう。そして JETRO、日本人会、およびご在席の日系企業の皆様や、天津でビジネス展開されている日系企業の皆様がかねてから天津市の経済・社会発展にご尽力されましたことにこの場をお借りして御礼申し上げます。

陳処長にバトンタッチいたします。歓迎申し上げます。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

それでは質問の9番目に入ります。科技局と出入国管理局から勤務許可証、居留許可証の手続きについて回答します。

(天津市科技局)

外国人の各種許可証の手続きについて回答いたします。中国には外国専門家管理制度というものがあまして、それに従いますと、まずは外国人管理専用システムを通じまして、勤務許可証や居留許可証の手続きを履行するようになっています。そして各省や市において、この各種許可証手続きに関する要件、基準、手続き期間の規定はすべて、一律化されています。

すなわち、外国人専門家の勤務許可証に対しまして、1つのシステムを使って統一した基準で実施します。

今天津市の管理局と人社局におきまして、政府の行政手続き管理制度に従いまして、外国人の勤務許可証の申請手続きについて期限を設けております。国の要求では20勤務日ですが、我々は天津市において新規申請のものにつきまして14勤務日まで短縮いたしました。以前より30%短縮しております。そして新規申請した延期、更新、補足などの手続きは、4勤務日まで短縮いたしました。

審理期間は全国的にも天津が一番早いと聞き及んでおります。

そしてこういった勤務許可証の手続きは、すべて電子化になっていますので、オンラインで一括申請、審理、審決できますし、また新規申請の勤務許可証につきましては、郵送サービスも開始いたしましたので、オフィスまで足を運ぶ必要がありません。

また、所要の資料はすべて電子化できますので、スキャンしてオンライン提出できます。原本はいりません。

また天津市公安出入国管理ホールに、外国人勤務許可証専用窓口を設置いたしましたので、ワンストップのサービスの提供ができます。

こういった諸々の制度によりまして、外国人が中国で、とりわけ天津で勤務する場合の手続きの簡素化に貢献できました。数年来のガバメント、アセスメントの中で、ずっと100%の満足度を達成しております。

以上です。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

それでは出入国管理局からの回答になります。

(天津市出入国管理局)

中国の外国人査証、外国人居留許可証管理条例に従いますと、要件を満たした査証、居留許可証申請に対しまして、公安の出入国管理当局は15日間以内に受理通知書を発行し、15日間以内に許可可否かの処分を下さなければいけません。

一方で、天津で生活し勤務する外国人のための利便性を高めるために、天津市は受理期間を5勤務日まで短縮したと公式発表しております。

もちろん緊急の場合、要件を満たしさえすれば、早期審査のサービスを提供し、なるべく早く許認可が下りるよう努力いたします。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

出入国管理局の方からビザ及び居留許可証についての質問に回答してくださいました。これはいずれも、外資系企業および我々外資を担当する管理当局が目している課題です。これに関して特に紹介したいのは、今年、在天津の外国企業の代表を連れて、出入国管理ホールの見学をしていただきました。現場でまさに先ほど管理局が言及のあったワンストップサービス窓口を見学いただきました。そこで勤務許可証のみならず、出入国の関連の手続きをすべて完結できますので、大変便利だと皆様高く評価してくださいました。ご在席の皆様におかれまして今後もしも、その出入国の手続きに関して何か困難や不明な点があれば、直接関連の当局と意見交換ができると思います。今回の質問の内容をうかがいますと、やはり政策について不明であったり、あるいは実行面についてよく知らないところがあったりすることによって出てきた質問だと思えます。実感としては、少なくともこの出入国管理について非常に良いサービスを提供しているといえるのが現状でしょう。

(天津市規画資源局)

天津市はいち早く2018年から建設工事許認可最適化の改革に取り組んでまいりました。関連の政策も打ち出されています。当企画管理局といたしましても、そういった制度の実施に伴いまして、効率向上を図るために一連のガイドラインや条例を打ち出しておりますし、

効率をアップさせると同時に手続きの電子化、ペーパーレス化に取り組んでまいりました。なので、今、一般的な建設工事の許認可の期間は基本的に12勤務日以内に完了するということになっています。

また今年、当管理局は、重点建設工事に対してグリーンパスの制度を設けました。事前に公示する制度を設けておりまして、より許認可の手続きの簡素化に取り組んでいます。

企業の皆様におかれましては、具体的な建設工事について、どういう法律、条令を適用できるのかについて不明な点があれば、ぜひ我々に相談してください。ケースバイケースで検討したうえー対一のサービスを提供できると思います。

(天津市住宅和城郷建設委員会)

連合検修の質問に対して回答いたします。

国民および天津市の建築工事許認可手続き改革の制度に従いまして、天津市の実情も鑑み、天津市における新規、改造、拡張工事について、自動交通、機密保持工事を含めないものについて、改革の取り組みを進めております。

この改革はすなわち、共同検収、連合検収という取り組みですが、2018年以降、天津市では合計5000余りの建築工事に対して、連合検収を実施しました。

この連合検収という制度について簡単に説明いたしますと、まずは住宅建築の所轄範囲で、住宅建築委員会がリーダーシップをとって、住宅建築資源、消防等関連の当局を組織して、自分の所轄範囲内で専門的な検収、検査を実施します。

建設事業者は、天津市の建設工事、研修窓口と、天津市連合検収許認可システムを使って、1つの資料をもって一括申請できます。これにより手続きの効率化が向上し、事業者にとって手続きコストがだいぶ削減できます。連合検収は原則、10勤務日以内に完了しなければいけません。もちろん是正や再検査の場合は、この限りではありません。

連合検収につきまして、もしも必要があれば、我々は建設事業者のニーズにあわせて、事前に対一の制度説明や指導のサービスを提供できます。

そして申請につきまして、事前の予備審査、指定機関による事前の予備検査、オンラインで審査しオフラインで手続きを提供するといったような、追加の手続きを求めてはいけなると規定されています。

次に施工、設計図審査期間への質問に対して回答します。

中国の住宅建設部の住宅建設事業の施工設計図審査に関する規定に従いますと、大型住宅工事の施工設計図審査期間が15勤務日、中型およびそれ以下の建築工事の施工設計図審査機関が10勤務日と規定されています。もちろん、この中には設計図の見直し、および審査当局による再審査はカウントされていません。

当住宅建設委員会といたしましては、かねてから天津市における建築工事業の施工図審査効率の向上に努めております。なるべく早く工事開始できるように、時間短縮の努力もさせていただいておりますので、皆様もしもそういう必要があれば、我々も皆様のニーズを

鑑みて、当該地域の管理当局とあわせて一対一の指導と施工図審査手続き履行のサポートをさせていただきます。以上です。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

続きましては、問題 11 に対する回答になりますけれども、まずは税務局からの回答です。

(天津市税務局)

現在の中国の税制度の体系を見ますと、個人所得税優遇策につきましては、主に財政当局の所轄でありまして、税務当局がサポートする立場にあります。

企業の皆様が質問されました、ビッグベイエリアにおける個人所得税優遇策ですが、これは中国の地域レベルの優遇税制の制度でありまして、主に国の重要戦略事業です。

ただし国レベルでは、こういった地域レベルの税優遇政策の実施に対してたいへん慎重な態度をとっております。他の地方政府からも同様の訴求がありましたが、実施には至りませんでした。やはり地域レベルの税の優遇政策の作成、実施は難しいというのが現状です。2023 年の 10 月、天津市役所の関係責任者がミッションを組んで、国の財政局と税務総局に赴き、地域レベルのビッグベイエリア相当の個人所得税優遇政策の実施を求めました。市レベルでもこの制度の重要性を認識している証拠といえます。今後、市税務局が財務局と協力しながら、十分に調査したうえで、財政総局、税務総局に対して訴えていきたいと思っております。

(天津市財政局)

私から簡単に補足させていただきます。

先ほど税務局も言及しましたように、天津市の税務局と財務局は、国に対して地域レベルの優遇税制の実施について訴えてきました。実際に今年の上期、すでに財務総局と税務総局に赴いて、関連の状況を説明しました。

ただし中国では現在、税制度の作成や実施の権限は国レベルにあり、地方レベルではありません。今後、財政局は税務局と協力しながら、国の政策動向をフォローアップし、地域レベルの優遇税制の実施に努めていく所存です。ありがとうございます。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

今の回答はとてはっきりしていますが、この税制度は国マターですので、一地方レベルではなかなか皆様のニーズには答えられませんが、一方で、こういった政策は企業のみならず、政府側も非常に望んでいるものですので、今後政策が天津でも実施できるように、国に対して訴えていきます。

それでは 12 番目の問題、工信局から電気自動車投資の優遇政策の質問に対して回答させていただきます。

(天津市工信局)

私からは借入金利子返還の制度でもって電気自動車投資を支援していく質問に対して回答いたします。実は天津市では似たような政策が一度打ち出されました。2018年に天津市スマート技術と関連産業の加速推進のための政策とガイドラインを打ち出しております。企業に対して、先進的な設備の投資、スマート化の設備の改造をサポートしていくという制度でありまして、年内に工事が開始し、年内に設備投資するものに対して、投資金額1,000万元以上のものにつきましては、以下3つの優遇政策から1つ選んで補助金をつけることが可能となります。

1つ目は、投資金額3%相当の補助金。2つ目は皆様が言及されました、借入金利子の返還であります。設備借入金の5%を上限とした利息補助。そして、3つ目はファイナンスリースの両立の合計8%相当の補助金、5000万円を上限とするものでした。

そしてこの制度につきまして、2022年に改正し、最適化を図りました。三者択一から一つに統合し、設備投資金額10%相当の補助金をつけるという制度に一本化しました。

政策の改正を受けまして、これまでよりも補助金額がアップしましたし、条令自体が簡素化され、説明がより便利になりました。

先ほど言及した制度は、実施期間5年間で2018年から2022年までです。

また今年もこれまでの取り組みを受け継いだうえで、市のその他関連当局と連携しながら、他の地域のベストプラクティスを参考にして、さらに社会各界の意見を聴取したうえで、天津市、スマート化したハイクオリティの発展の関連政策を打ち出しました。

その中では、工業製造企業を対象に、投資金額5000万元以上、重点空白産業を補うような投資である場合や、投資金額1000万元以上、スマート化、ハイエンド化、グリーン化、デジタル化、関連の増産・拡張事業につきまして、10%相当の設備投資額や、あるいはハードウェア、ソフトウェアの投資額の補助金をつけます。

それから、情報イノベーション、集積回路、自動車、新エネ車、などいくつかの重要分野に対しましては、それに特化した特殊な政策を設けております。

その中で、自動車および新エネ車につきましては、新車種について関連の広告にリストアップされている完成車メーカーに関しましては、新車種ごとに、200万円の補助金をつけます。

我々が打ち出してきましたこれらの優遇政策は、いずれも日系企業をはじめとする外資系企業の参加を歓迎しております。例えば先ほど紹介しました、2018年から2022年までのスマート製造支援政策については、私の把握しているところ、本日参加の日系企業におかれましても、何回にもわたってその優遇政策を享受した経験があると聞いております。

今年打ち出された、天津のスマート製造ハイクオリティ発展の推進政策は、合計43の措置が盛り込まれておりまして、その対象は工業生産、重点産業、デジタルイノベーション、グリーン化企業の育成が含まれております。

こういった政策内容をみますと、以前のものより範囲が幅広く踏み込んだ内容となっております。今年に入ってからすでに2回にわたって優遇政策申請ガイドラインを打ち出しております。ご在席の日系企業の皆様におかれましても、興味がありましたら、ぜひ申請し、この制度をご利用してほしいです。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

ただいま言及のあった、今年4月に発表されたこの文書に関して、43か条の内容がありまして、どれも非常に実行可能性のあるものであり、どれも資金面において優遇政策が、あるいは奨励政策が、用意されております。この公文書はすでにウェブサイトで公表されておりますので、誰でも閲覧できます。1つ私からの提案ですが、ぜひ天津日本人会が日本語にこれを翻訳したうえで、在天津の企業や日本人の皆様へ情報伝達していただきたいです。これにより一つ一つ条文の内容を検討し、自社が適用されるかどうかを議論していただきたいと思っております。こういった優遇政策は、国内外企業問わず、等しく平等に優遇を提供できますので、ぜひご利用いただきたいです。

それでは14番目の問題に回答いたします。市健康委員会の方から、食品アレルギーラベルの統一化について回答いたします。

(天津市衛生健康委員会)

私から、食品アレルギーラベルマークの統一化について回答いたします。国の衛生健康当局は、最も厳しい管理基準の貫徹の原則のもと、食品安全法に従いまして、絶えず食品管理の厳格化・標準化を図ってきておりまして、すでに食品安全国家標準を作成・発行しました。2011年、元の衛生部から食品安全国家標準パッケージ食品ラベル通則を作成・発表しました。国家標準番号は7718であります。その中でアレルギー反応の可能性のある食品およびその製品について規定しています。添加物として使われる場合、わかりやすい名称を明記したうえで、わかりやすい所で注意書きをします。また加工過程において、アレルギー反応の可能性のある食品・製品を購入する場合、添加物表の近くに注意書きをするよう求めています。

GB-7718は、現在中国で実施されている国家基準であります。その内容を見ますと、アレルギー物質のレベルについて、強制というよりもむしろ努力義務になっています。

食品の生産と流通は全国的なものになりますので、一地域に限ったものではありません。よってラベルマークの基準についても国家マターとなります。また、企業の製造過程および製品流過程程に関しましては、主に市場管理監督当局が管理するものになります。

企業ないし商社からのより高いニーズに満足すべく、国家衛生健康委といたしましても、常に標準の動向をフォローしながら、サービスレベルの向上に努めております。企業や商社からの意見に耳を傾け、各種意見・建議を収集したうえで、標準改正に取り組んでいるところです。私からの回答は以上です。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

これについて、今後衛生健康当局や地方管理監督当局の政策づくりや標準改正の役にも立ちますので、もしも企業から何か特別に具体的な問題や意見・建議があれば、ぜひ会議の後でもよいので意見交換していただきたいと思います。

本日の最後の質問になりますけれども、商務部からの担当者が回答いたします。インクカートリッジの再生という質問です。

(天津市商務局)

それでは私の方から、このインクカートリッジの質問について回答いたします。主に2つの側面から回答いたします。質問のなかで言及されました改善要望、としては、輸入機電製品管理目録から、この再生インクカートリッジを削除する、もしくは環境貢献に有益な活動を認めるといったような改善要求ですけれども、実はこれはやはり国家レベルの所轄事務ですので、地方ではとても対応できません。ただし皆様の要望を吸い上げたうえで、今後国の商務当局に対して、時期をみて報告いたします。それから、もう一つの側面は、質問のなかで言及されました、インクカートリッジの再生品ですが、これはたしかに輸入旧機電製品検査監督管理弁法の該当対象になります。ただしこれは輸入禁止リストにはアップされていません。すなわち、輸入禁止はされていませんので、以前通り再生インクカートリッジの輸入ができます。

今の質問の内容を拝読させていただきますと、皆様が想定しているビジネスモデルは加工貿易であります。すなわち、保税区内にて加工するビジネスモデルになるかと考えております。我々の提案といたしましては、以下のようなビジネスモデルを採用したほうが良いと思います。すなわち、インク IC 基盤を海外から輸入し、天津で製造する。工場には製造機能しかなく、販売機能が付与されておりませんので、販売は北京の EPSON に委託する。こういったビジネスモデルだと、より流れがはっきりしますので、複雑な問題は絡んでこないと私たちは考えています。以上が回答です。ありがとうございます。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

以上、15の問題点に対してすべて回答をさせていただきました。JETRO を通して事前にいただいた問題点はあわせて 29 件ありますので、残りの 14 件につきましては、追って書面ベースにて回答させていただきます。それでは最後になりますが、在天津日本人会の金城会長より総括の言葉をお願いします。

(天津日本人会 金城会長)

私から最後の挨拶をする前に、追加で質問されたい日系企業の方いらっしゃいますか。

(参加日系企業)

交通運輸委員会に、あとで個別に聞いても良かったのですがお聞きしたいことがあります。昨年からコロナの状況下の中で、空港設備に関していろんな対応をしていただいて、ありがとうございます。

2つありますが、ターミナル1の改修につきたしかに半分終わっていらっしやいますがもう半分残っていると思いますがこの半分についても改修ご予定があるか、というのがまず1つ。

(天津市交通運輸委員会)

まず総じていえば、ターミナル1の改修工事、これは早くも2019年、中国民航局の承認を経て実施した工事でありますので、承認通りに実施しなければいけません。自分が勝手に調節する権限はまず付与されていません。実情について簡単におさらいしますと、今いわゆる改修された半分は、3階と税関の勤務エリアになっていると思います。ご案内の通り、コロナ期間中、貿易制度に対応するためさまざまな機能の調整とか改造をしまして、一部の施設もたいへん古びていますので、そういった改修を急いでまずやりました。私は最近現場には行っておりませんが、聞き及んだところ基本的に6月までには大掛かりな工事は完了し、利用開始できるとのことです。

今は基本的な工事が完了した状態で、先ほど紹介しましたように、消防等の検査・検収を待っているところです。コロナ期間中も急いで工事をやっていました。来年の春節明けから、検収がもしスムーズに完了できれば、使用が開始できるのではないかと想定です。

(参加日系企業)

わかりました。ありがとうございます。もう一つは、スマート空港、セルフバゲージドロップとか、自動チェックインについてです。確かにドキュメントで証明書を見せることや、自動化はなかなか難しいのは理解できる。ただそれが電子化、今後電子化されていくなかで、ターミナル3が2030年ぐらいに向けてスマート空港化というのを考えていらっしやるかどうかというのを伺いたい。

(天津市交通運輸委員会)

ターミナル3、これはすでに、立件し計画も固まっております。スマート化の技術はすでに具備しておりますので、特に天津空港全体について、我々は4つ星空港を目指してまして、その中の1つはまさにスマート化ですから、それに向けて努力します。

(参加日系企業)

よくわかりました。ありがとうございました。

(天津日本人会 金城会長)

他の日系企業の方いらっしゃいますか。

(JETRO 小野寺所長)

すいません、小野寺です。冒頭に、まずもって、非常に詳細な説明をありがとうございました。いくつかの点について非常に素晴らしい進展があったと思いますし、いくつかについては実情を見る必要がある、という感じだったと思いますけれども、いずれにしても非常に詳細な説明がなされたと思います。

一点だけ、冒頭に何副局長から、中国側の出席者についてはご紹介がありましたが、日本側のメンバーについては紹介していなかったことに後で気づきまして、お手元に参加メンバー、配布していると思いますので、それをもって代えさせて頂ければと思います。せっかくの機会ですので、もしよろしければ、会議が終わった後に情報交換していただければと思います。

(天津日本人会 金城会長)

それでは最後にご挨拶をさせていただきます。天津日本人会会長をしております金城でございます。

本日は12月年末のたいへんお忙しい中、また大雪という天気も大変な中、午後半日という長い時間、たくさんの方にお集まりいただいたこと、まず心より感謝を申し上げます。

天津日本人会としては、いろいろな活動をやっております。懇親会や交流会、日本人の中での交流会もさせていただいておりますが、この事務局を中心としました天津市政府の皆様との意見交換会は、毎年12月に開催させていただいておりますが、非常に大事な大きいイベントだととらえております。

本日も多くの意見が寄せられまして、中にはすぐに解決することが難しい問題、もしくはちょっと簡単な問題、そういったものも寄せられたかと思っております。そういったものも含めて我々日本人会にもいろんな意見が寄せられます。大きな企業ではもしかすると自分のところで政府と相談して解決することができる場所もありますが、小さな企業では、逆にどこに相談したらいいのかもわからない。そういった企業も多く存在しています。

本日のような機会を通じまして、いろいろ意見交換させていただきながら、解決策を見つけていきたいというのが我々の願いでございます。

またこの会が、私自身3回目の参加でございますが、非常にありがたいと思っているのは、毎回回答を事前に準備していただいているおかげで、非常に建設的な意見を交換できていると思っています。

そのため、このような交流会は、ぜひ今後も継続させていただきたいと切に願っております。政府の皆様からすると、非常に手間のかかる日本人会だなどと思っているかもしれません

が、天津日本人会としては一つ一つの課題を解決していきながら天津経済の発展に寄与してまいりたいと思っていますので、ぜひお力添えをお願いいたします。

(天津市商務局外資管理处 陳処長)

本日、丸々3時間、非常に長丁場ですけれども、また非常に効率よく交流ができたと思います。皆様、実務的な交流ができたと私も実感しております。とりわけ、先ほど金城会長のあいさつにおいては我々の政府関係者に対して、理解・評価をしてくださいました。ありがとうございます。天津市党委員会と天津市政府は、かねてから外資企業を重要視しております。1987年からいち早く外商投資弁公室を専門につくってございまして、本日、会議に出席しました政府関係者は、すべてこの弁公室のメンバーであります。

この外商投資専門弁公室は、創設してすでに36年目になります。全国唯一、今日まで至って、まだ外商企業のためにサービスを提供している組織ともいえます。この36年間、中国の改革・開放の進展に伴いまして、我々の組織の機能も絶えず変化しておりますが、唯一変わらないところは、外資系企業のためにより良いサービスを提供するところです。

2020年、中国政府が外商投資法を正式に発効いたしました。それをもって、中国に投資する外資系企業の合法の権利を守っています。それを受けて、天津市も外商投資法権利保護共同会議隊をつくりました。市の30余りの当局が加わっております。

また天津市には、3つのレベルにわたる外資系企業陳情受理組織を設けております。市レベルでは外資系企業協会が設置されています。また区レベル、さらには濱海新区の各開発区レベルにも設置されています。また天津市における重点外資系企業のために、市改革開放委員会と共に、重点外資系企業専門チームをつくりました。

今年、商務部の指導のもと、定期的な交流会議に加わりまして、外資系企業の紹介や企業団体との外資、外商投資円卓会議隊という仕組みをつくりました。

本日の会議は、この外商投資円卓会議隊という仕組みが創設されてからの7回目の会議になります。せっかくの機会ですので、この場をお借りして、今後展開する外商投資関連の政策を2つほど紹介いたします。

まず1つ目は、冒頭あいさつで小野寺所長が言及されました、国発〔2023〕11号文書です。この文書を天津市党委員会もたいへん重要視しておりますので、関連当局による政策の実施に取り組んでいまして、すでに役割分担が完了しております。いま市政府に提出しましたので、今年内にも政策実施が実現できるよう努力いたします。

もう1つは、いま天津市党委員会と市政府が開放のさらなる拡大に取り組んでいますので、商務局が政策づくりの調査研究をしまして、発展改革委員が各関係当局と共に、改革のさらなる開放に関する実施意見の作成・発行に取り組んでいるところであります。それをもって天津市における開放の拡大と、外商誘致の進化を進めていきたいです。現状から見ますと、来年の上期、早ければ来年の第1四半期に公布できるとのことです。

JETRO、日本人会、在天津の日系企業の皆様におかれましては、これからも自信を固めて、

天津市と共に各方面において連携を強化しながら、企業の発展ないし天津の発展のために、一緒に努力していこうではありませんか。最後になりますが、改めて、寒波にもかかわらず、現場まで駆けつけて交流していただきました政府当局関係者の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。

会議は以上を持ちまして終了とさせていただきます。会議の後、連絡先の交換等、ここで自由にしてください。

以上

参考：本意見交換会において中方より提示された関連法規等

・《燃料电池汽车示范城市地方财政支持政策指导意见》

https://cz.tj.gov.cn/zwgk_53713/tzggx/202301/t20230111_6074872.html

・《天津市重污染天气应急预案》

https://www.tj.gov.cn/zwgk/szfwj/tjsrmzfbgt/202311/t20231124_6465044.html

・《天津市推动制造业高质量发展若干政策措施》

https://www.tj.gov.cn/zwgk/szfwj/tjsrmzfbgt/202304/t20230418_6209201.html?eqid=a4e70830006088100000005647edbd

・《天津市贯彻落实劳动合同法若干问题实施细则》

https://hrss.tj.gov.cn/zhengwugongkai/zhengcezhinan/zxwjnew/202308/t20230807_6371537.html